令和8年度（2026年度）「阿蘇の文化的景観」保存調査報告書編集等支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

１　目　的

本業務は、「阿蘇の文化的景観」の重要文化的景観（文化財保護法第 134 条）の追加選定申出を行うに当たり、保存調査報告書の内容に関する提案を行うとともに、編集等に関する支援業務を実施するものである。

なお、本プロポーザルは、令和８年度文化庁国庫補助事業の計画変更に伴い実施するものであり、計画変更の承認が下りた場合に、本プロポーザルについて実施の効力が発生するものである。

２　委託業務の概要

（１）業務の名称

令和８年度（２０２６年度）「阿蘇の文化的景観」保存調査報告書編集等支援業務

（２）業務の内容

別添【令和８年度（２０２６年度）「阿蘇の文化的景観」保存調査報告書編集等支援業務基本仕様書】のとおり。

なお、この仕様書は、業務委託に係る最低限の仕様を示したものである。

（３）委託期間

契約締結日から令和９年（２０２７年）３月１９日（金）まで

３　企画提案内容

別添【令和８年度（２０２６年度）「阿蘇の文化的景観」保存調査報告書編集等支援業務基本仕様書】のとおり。

４　委託料

７，９０５，０００円を上限とする。

（上記金額には、業務において発生する交通費や事務経費等の諸経費、消費税及び地方消費税を含む。また、提案に当たっての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定するため、上記の金額と必ずしも一致しない。）

５　受託者の要件

次に掲げる要件を満たす法人等

（１）民間企業、シルバー人材センター、ＮＰＯ法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有するもの。

（２）熊本県内に本社、支社又は営業所等の事業所を有すること。

（３）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。

（４）次のいずれにも該当しない者であること。

①民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第１項の規定による再生手続き開始の申立をした者又は同条第２項の規定による再生手続き開始の申立をされた者。

②会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第１項の規定による更生手続き開始

の申立をされた者。
③県から指名停止の処分を受けている者。
（５）消費税及び地方消費税並びに都道府県税において未納がない者。
（６）宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
（７）暴力団又は暴力団員若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）の統制下にないこと。
（８）賃金不払いに関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤及び人員体制を有していること。
（９）賃金不払いに関する厚生労働省からの通知が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに受託者として不適当と認められる者でないこと。

６　受託者の選定方法

（１）選定方法

公募型プロポーザル方式とする。

応募書類とプレゼンテーションによる審査を行い、最も優れた提案を行った者を受託候補者とする。なお、１者しか応募がなかった場合は、企画提案が基準点を上回れば、受託候補者とする。

（２）契約の方法

地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号により随意契約とし、熊本県会計規則第９５条第１項第１号の規定により単独見積とする。本契約は公募型プロポーザル方式で実施するものであり、審査結果により契約の相手方が特定されるため、単独見積とする。

７　公募型プロポーザル方式への参加登録

（１）提出書類

① プロポーザル参加表明書（様式１）　１部
② 提出者の概要（会社概要等）がわかる資料　１部
③ 定款又は寄附行為（協議会等においては規約若しくはそれに類するもの）　１部
④ 登記簿（法人格を有しない場合は、団体の目的、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類）　１部
⑤ 直前１事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類　１部
⑥ 納税証明書　各１部
（ア）消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書
（イ）熊本県税に未納がないことの証明書
各広域本部、各地域振興局、県自動車税事務所のいずれかで発行する県税に未納がないことの証明書。
⑦ 誓約書（様式２）　１部

※ただし、熊本県の業務委託契約等入札参加資格者名簿に登録されている者は、③～⑥までを省略することができる。

※企画提案書の提出及びプレゼンテーションへの出席がない者については、辞退したものとみなす。

（２）提出期限
令和８年（２０２６年）１１月１６日（月）午後５時まで

（３）提出先
本要領末記の提出先にメール、持参、または郵送にて提出すること。メール送信後は電話で受信確認をすること。また、容量が８００ＭＢを超える場合は、分割してメールを送信すること。

８　質問と回答及び資料提供

（１）受付期間は、令和８年（２０２６年）１１月１６日（月）午後５時までとし、質問票（様式５）に記入の上、メールにより行う。送信後、電話にて着信の確認を行うこと。

（２）質問のあった事項については、参加表明書を提出した事業者全員にメールにて回答する。

（３）企画提案書の作成に当たり必要となる関連資料は、参加者から事前の連絡があった場合に限り、委託者から提供を行う。なお、事前の連絡は令和８年（２０２６年）１１月１８日（水）午後５時までとし、熊本県企画振興部地域振興・世界遺産推進局阿蘇草原再生・世界遺産推進課世界遺産推進第二班（熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局別館１階）において、原則として紙媒体にて提供する。入手した関連資料は、企画提案書の作成以外に使用しないこと。また、プレゼンテーション当日に委託者へ返却すること。

９　企画提案書等の提出

（１）提出書類

① プロポーザル参加申込書（様式３）	１部	
② 企画提案説明書（様式４）	５部	正本１部 副本４部
③ 企画提案書（様式自由）	５部	
④ 工程表（様式自由）	５部	
⑤ 提案事業に係る参考見積書	５部	
⑥ 事業者の取組に関する申出書	１部	

（２）提出期限
令和８年（２０２６年）１１月２４日（火）午後５時必着

（３）提出先
本要領末記の提出先にメール、持参、または郵送にて提出すること。メール送信後は電話で受信確認をすること。また、容量が８００ＭＢを超える場合は、分割してメールを送信すること。

（４）注意事項
提出書類は、原則Ａ４版とし、Ａ４版での提出が難しい場合はＡ３版とする。

１０　プレゼンテーションの日程

令和８年（２０２６年）１１月２６日（木）
熊本県庁内会議室（予定）
※会場、時間等の詳細は別途連絡する。（プレゼン時間は３０分程度）

１１　審査基準

下記の審査基準に基づき、厳正な審査を実施する。

評価対象	評価項目	評価のポイント	配点
企画力 （5 点満点）	目的認識	業務の目的を理解し、目的を達成するための企画・内容になっているか。 【目的】 　本業務は、「阿蘇の文化的景観」の重要文化的景観（文化財保護法第 134 条）の追加選定申出を行うに当たり、保存調査報告書の内容に関する提案を行うとともに、編集等に関する支援業務を実施するものである。	5
事業内容 （70 点満点）	（1）報告書作成支援		
	制度理解	・文化財保護法に基づく文化的景観及び文化的景観保護ハンドブック（文化庁文化財部記念物課平成27年発行）に基づく保存調査・調査結果の取りまとめ（分析・総合化）について理解しているか。 ・文化的景観における構成要素を3つの観点を踏まえて捉えているか（①自然、②歴史、③生活又は生業）	10
	趣旨理解	「阿蘇の文化的景観」の本質的価値（『「阿蘇の文化的景観」保存調査報告書　Ⅰ：総論』pp. 281－288）及び委託者が提供する保存調査の成果を踏まえた作成方針（調査結果の概要、まとめ方）となっているか。	10
	構成	報告書は、学術的な文化財報告書として適当な構成・デザインの提案がされているか。	10
	内容	「阿蘇の文化的景観」における、景観構造の分析、土地利用の変遷、本質的価値の再検討の概要が示されているか。	15
	追加提案	仕様書で定める内容のほか、本業務の目標達成により有効な独自の業務内容の追加提案がなされているか。	10
	（2）報告書編集支援		
	技術力	提案内容を確実に実施するため、業務実施者は必要な専門知識、経験及び実績を有しているか。	10
	編集環境	報告書編集に必要なソフトウェア等の機器、委託者との円滑な連絡が可能な環境・体制が整備されているか。	5
実施体制 （20 点満点）	スケジュール	提案されたスケジュールは、計画的かつ現実的な内容となっているか。	5
	業務実績・ 人員体制	文化財報告書作成業務（類型不問。文章作成、調査結果、版組、図面加工等）及び重要文化的景観の業務（保存調査、普及啓発、保存活用計画策定支援等）にこれまで関わった経験があり、業務を運営・遂行するためのスタッフ対応等は十分か。	15
事業者の取組に関する申出書 （5 点満点）		評価項目・申出内容に該当する項目が1つにつき 1 点。最大 5 点まで加点する。	5

１２　失格要件

次の場合は失格とする。

（１）本プロポーザルに関する条件、指示事項に違反した場合

１３　費用弁償

本プロポーザルに係る費用は、参加者負担とする。

１４　結果の通知・公表

本プロポーザルの結果は、採用、不採用にかかわらず、後日、電子メールで通知する。

最適提案者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知するとともに、最適提案者を熊本県ホームページにおいて公表する。

なお、審査結果及び審査内容についての質問・異議申し立ては、一切受け付けない。

１５　日程（予定）

（１）募集開始（県 HP 公表）	令和８年（２０２６年）１１月　６日（金）
（１）参加表明書等提出期限	令和８年（２０２６年）１１月１６日（月）
（２）質問受付期限	令和８年（２０２６年）１１月１６日（月）
（３）関連資料提供受付期限	令和８年（２０２６年）１１月１８日（水）
（４）企画提案書等提出期限	令和８年（２０２６年）１１月２４日（火）
（５）プレゼンテーション	令和８年（２０２６年）１１月２６日（木）（予定） ※会場・時間等、詳細については別途通知
（６）企画提案事業者の決定	令和８年（２０２６年）１１月２７日（金）（予定）
（７）見積書徴取、業務委託契約	令和８年（２０２６年）１２月　７日（月）（予定）
（８）業務完了期限	令和９年（２０２７年）　３月１９日（金）

１６　その他留意事項

（１）手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（２）提案された企画提案書は返却しない。

（３）企画提案書等の作成及びこれらに係る附帯作業の経費等は、提案者の負担とする。

（４）参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。

（５）企画提案の公正な実施を妨害するおそれがある行為は禁止する。

（６）契約の相手方が、必要な契約条件に合致しない場合、契約を行わないことがある。この場合は、次点者と契約について協議することとする。

（７）県は受託候補者の決定後、契約締結までの間に、受託候補者が「受託者の要件」に規定する参加要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しないことができる。

【提出先、問合せ先】
〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地２４０２
熊本県企画振興部地域振興・世界遺産推進局阿蘇草原再生・世界遺産推進課
世界遺産推進第二班（熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局別館１階）
担当：仁科、原口
電話：0967-22-1192（直通）
Ｅメール：asosekai@pref.kumamoto.lg.jp